松山地方法務局基準点標識管理要領

(昭和 63 年 6 月 1 日 松山地方法務局長訓令第 5 号) 昭和 63 年 6 月 28 日 松山地方法務局登第 140 号)

(趣旨)

第1松山地方法務局基準点設置作業規定(昭和56年松山地方法務局長訓令第4号)及び松山地方法務 局不動産登記法第17条地図作製作業規定(昭和62年松山地方法務局長訓令第1号)により設置 した基準点標識の維持管理に関する取扱いは、道路法又はその他の法令に別段の定めがある場 合のほか、この要領の定めるところによる。

(基準点標識の管理・安全)

第2

- 1. 基準点標識の管理・保全は、局長の指定を受けた職員(以下「基準点管理者」という。) にお いて、これを行う。
- 2. 基準点管理者は、必要に応じ補助職員を指定することができる。
- 3. 補助職員は、その受命の範囲において責任を有する。

(基準点標識の一時撤去者等に対する指導)

第3 基準点管理者は、基準点標識を一時的又は永久に撤去しようとする者(以下「工事施行者」 という。)を認知したときは、その者に対し、別紙第1号様式による協議書を提出し、協議す ることを指導しなければならない。

(基準点標識の復旧)

第4 基準点管理者は、工事施行者に基準点標識を復旧させるときは、第1の作業規定に定める測 量精度基準によることを指導、要請するものとする。

なお、復旧に要する費用は原則として工事施行者の負担とさせる。

(工事の立会・検査)

第5 基準点管理者は、工事施行者に対し基準点標識の撤去及び復旧作業への立会い並びに適否に 関する点検・指導を受けるよう指導しなければならない。

(完了の確認)

第6 基準点管理者の復旧工事完了の確認は、工事施行者に別紙第2号様式による基準点標識復旧 作業完了届けを提出させて、これを行うものとする。

(検査報告)

第7 基準点管理者は、第6の完了の確認を行ったときに、速やかに別紙第3号様式による基準点 標識復旧検査報告書を局長に提出しなければならない。

(定期点検登)

第8

1. 基準点管理者は、基準点標識・保全のため、毎年1回定期的に及び異常の情報を認知したと きは、その都度検査をするとともに行為者が判明したときは、その者に対し必要な指導又は措 置を指導しなければならない。

2. 基準点管理者は、前項の検査を行ったときは速やかにその結果を第4号様式により局長に報告しなければならない。

(道路等占用期間更新)

- 第9 基準点管理者は道路(河川、農道等を含む。) に埋設した基準点標識について、占用期間毎に 道路等管理者と占用につき、協議を行い、その占用期間の更新に必要な手続をとるものとする。 (啓発)
- 第10 基準点管理者は、地域住民又は関係官公署に対し、基準点標識の維持管理に必要な啓発を 行うものとする。

附 則

この訓令は、昭和63年6月1日から施行する。